

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第11号「多度津町水道事業給水条例の一部改正について」、次の点で反対討論をいたします。

現状における財政収支の見通しや老朽施設更新需要による給水原価の上昇、給水量、料金収入の減少、広域水道事業体参画条件を満たすことができないことが想定されるなど、必要な資金確保及び安定した経営を維持するために、料金についての検討が必要であるということで、このたび水道料金改定を行うとのことであります。

そして、5^mまで60円のアップの8.1%増、10^mまで120円のアップの8.1%増、20^mで270円のアップの8.1%増、30^mで420円アップの7.5%増、33^mで465円アップの7.4%増、36^mで510円アップの7.3%増、40^mで570円アップの7.2%増、45^mで645円アップの7.1%増、100^mで1,470円アップの6.3%増となる新旧料金表が提示されました。

この改定率では、大口需要家ほど改定率が低く、一般家庭ほど改定率が高くなっております。

水道は現在、全国でも普及率が97.8%に達しており、いまや国民の生活の基盤として必要不可欠なものになっております。

そして水というものは、生物が生きていくためには欠かせないものであり、そして公共財産でもあります。

水道事業をめぐる問題点でも、水需要が少なくなっている。

それから施設が老朽化している。

採算割れもある。

職員が減少している。

そうした基盤強化を、公共サービスを貫くという観点でやるべきであり、このような姿勢を持たないとこれはやはり現場に混乱を与え続けるし、抜本的な改善にはなりません。

そうした努力をぜひ水道課をあげてやっていただきたいのです。

公共料金ともいえる今回の水道料金の改定については、特に1人暮らし、老人家庭、障害者家庭、年金者家庭に対し打撃となり、また商売上、水を多く使うクリーニング店や魚屋さんやうどん店などは大きな影響を受け、値上げ分を商品に上乘せするわけにはいかないのです、したがって議案第11号、多度津町水道事業給水条例の一部改正については、住民負担増となるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

討論他にございませんか。

ないようですのでこれをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。